

解体工事業登録の Q&A

山梨県 建設業対策室

1. どのような場合に解体工事業の登録をする必要がありますか。

山梨県内において 500 万円未満の解体工事を施工する場合には、解体工事業の登録が必要です。但し、所定の建設業許可業種のうちいずれか（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）を取得している場合は登録の必要はありません。

2. 金額の低い解体工事や規模の小さい解体工事を請け負う場合、登録は必要ですか。

請け負う金額の多寡や工事の規模に関わらず、登録が必要です。

3. 許可と登録の違いは何ですか。

主な違いは以下の 2 点です。

- ・解体工事を施工できる場所について、登録の場合は登録を受けた都道府県内でしか施工できません。許可の場合は、許可を取得している都道府県に限らず施工することができます。
- ・請負代金の額について、登録の場合は 500 万円未満の解体工事しか請け負うことができません。許可の場合は、請負代金に限りはありません。

4. 解体工事を自ら施工しない場合でも、登録の必要がありますか。

元請・下請の別に関わらず、解体工事の部分を自ら施工しない場合であっても、解体工事を請け負う場合には、解体工事業の登録が必要です。

5. 申請は郵送でも可能ですか。

郵送での申請も可能です。その際は、返信用封筒としてレターパックを同封してください。

6. 申請に予約は必要ですか。

不要です。直接窓口にお越しください。

7. 申請書の様式はどこで入手できますか。

以下の 2 つの入手方法があります。

- ・山梨県庁 HP からダウンロードできます。

http://www.pref.yamanashi.jp/kentai/kaitai_yoshiki.html

- ・一般社団法人 山梨県建設業協会で購入できます。

甲府市丸の内一丁目 1 3 番 7 号 建設会館内

TEL : 055-235-4421

8. 申請手数料はいくらですか。

各種申請に関する手数料は、以下のとおりです。山梨県収入証紙を購入し、申請書に貼付してください。県庁本館の地下売店等でも購入できます。

申請区分	手数料額
解体工事業登録 新規	33,000円
解体工事業登録 更新	26,000円
各種変更の届出、廃業の届出	なし

9. 登録の有効期間はありますか。

有効期間は5年間です。引き続き解体工事業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに更新申請をしてください。なお、更新申請に必要な書類は、新規申請と同様です。

10. 技術管理者を変更する場合の必要書類は何ですか。

以下の書類を、正本及び副本それぞれ1部ずつ提出してください。

	書類	備考
1	解体工事業登録事項変更届出書	記載例については、手引きを参照。
2	技術管理者の基準を満たす証明書	実務経験の場合は、実務経験証明書（別途、経験を証明する契約書等が必要）。 有資格者の場合は、合格証等のコピー（原本提示）。
3	住民票の抄本	本籍記載、マイナンバー不記載のもの。
4	健康保険証の写	健康保険証で事業所名称が確認できない場合は、直近の確定申告書一式の写しも提出。

なお、各種変更の届出は、変更が生じたその日から30日以内に届け出なければなりません。

11. 解体工事業の登録業者が建設業許可の土木・建築・解体工事業のうちいずれかを新たに取得した場合、どのような手続きが必要ですか。

「建設業許可取得通知書」を提出してください。記載例については、手引きを参照してください。

12. 山梨県での解体工事業登録がある場合、他県でも解体工事を施工できますか。

できません。解体工事業登録の場合、登録を受けた都道府県内においてのみ施工できます。

13. 申請様式「登録申請者の調書」について、「登録申請者」とは誰ですか。

- ・個人の場合は、申請者本人（又は法定代理人）の調書を作成してください。
- ・法人の場合は、法人としての本人の調書と、法人の役員全員分の調書を作成してください。

《法人としての本人の調書 記載例》

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書 (A4)

現住所	郵便番号（400 - 8501） 山梨県甲府市丸の内1 - 6 - 1		電話番号（055）237 - 1111
フリガナ 商号、名称又は 氏名	ヤマナシケンセツ 山梨建設（株）	生年月日	
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容	
		記載不要	
上記のとおり相違ありません。 ○年○月○日		山梨建設（株）	代表者印
		氏名山梨 太郎	印